

令和5年度  
看護小規模多機能型居宅介護  
整備運営事業者公募要領

令和5年5月  
柏市健康医療部 高齢者支援課

## 1 募集の趣旨

柏市では、「第8期柏市高齢者いきいきプラン21」（令和3年度～令和5年度）に基づき、介護保険施設や居宅サービス事業所等の基盤整備を進めています。

この計画では介護基盤サービスの整備方針を定め、運営事業者については整備見込み量の確保及び質の向上の観点から、原則として公募により整備を進めることとしています。

本募集は、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備・運営を行う事業者（以下「応募事業者」という。）を募集するものです。

## 2 募集概要

地域密着型サービス種別	看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※1 他サービス種別の施設の併設を希望する場合は、事前に相談をすること ※2 サービス付き高齢者向け住宅又は住宅型有料老人ホームへの併設は認めない
整備予定の施設数	2施設 ※各日常生活圏域に1施設を上限とする
募集する日常生活圏域	中央1，中央2，南部1，南部2，東部 ※市街化区域のみ ※各日常生活圏域の住所は別紙3の通り

なお、計画予定地については、「利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならないこと（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第4項）」に留意して、計画予定地を設定してください。

## 3 応募要件

応募にあたっては、次の各要件を満たしてください。なお、各要件をすべて満たせない場合は応募を無効とし、この場合に本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

- (1) 募集の開始から事業者が選定されるまでの間に、柏市介護保険施設等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）の委員に不適正と疑われる行為をしないこと。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
- (3) 運営法人は法人格を有していること。なお、新設法人を設立する場合は、施設開所までに設立登記が完了していること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第6項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 介護保険法及び老人福祉法における指定・許可の欠格事由、取消事由に該当せず、所官庁の監査等において、過去3年間に重大(指定の一部効力停止3月以上の処分)な指摘を受けていないこと。また、それ以前に受けた指摘事項は改善していること。
- (6) 運営法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団に該当しないこと、暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員の利益となる行動を

行っていないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。また、役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

- (7) 法人において、国税及び地方税の滞納がないこと。なお、法人と代表者又は役員等との間で債権債務関係が存する場合は、当該債権債務関係が存する代表者又は役員等の国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) その他関係法令及び本市の条例・規則・基準等を遵守すること。
- (9) 原則、令和6年4月1日までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開所すること。ただし、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りではない。
- (10) 事業を実施するにあたり、災害等に対する安全性が確保されている土地及び建物であること。
  - ア 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められた開発行為の可否、接道条件、農地や林地等の規制について、事業計画書の提出前に本市の関係課に確認・相談を行うこと。
  - イ 建物を新設整備する場合、土地・建物は、自己所有と賃貸のどちらでも提案可能です。賃貸の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権または賃貸借権等の権利設定が必要です。既存物件を活用して、事業を行う場合は、建物の賃貸借契約が確約されていることが必要です。
  - ウ 建物を新設整備する場合、土地・建物については、本事業計画の目的により抵当権や事業所の存続の資料となり得るような権利設定がないことが必要です。なお、抵当権等の権利設定がある場合、その権利の抹消が確実であること。
- (11) 法人が応募できる計画は1件までとします。
- (12) 事業者の選定後、事業計画等については、整備予定地の町内会又は自治会、近隣住民等関係者に対して十分な説明を行うこと。
- (13) 本市の委託する公認会計士の財務審査にて、改善不能な重要な問題が見つからないこと。

#### 4 補助金

施設の整備にあたっては、次の補助金があります。ただし、千葉県の地域医療介護総合確保基金を活用して、補助を実施する予定であり、この補助金は千葉県との協議により決定されるもののため、現時点では補助金の額が確定しておらず、今後、補助金の額の増減や補助金制度の変更・廃止などの可能性もあります。この場合において、本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

(1) 柏市公的介護施設等整備等補助金

施設整備費を対象とした補助金。（新たに建物を建築しない場合や土地取得資金は補助対象外）

補助金の対象施設	補助金額
看護小規模多機能居宅介護	33,600,000 円/1 施設 空き家(借家, テナント等を含む。)を活用して整備する場合は, 8,910,000 円/1 施設

※併設や合築にて整備する場合は、上記単価に 1.05 を乗じて得た額となります。なお、合築または併設先の施設によっては、補助の対象外となる場合がありますので、合築又は併設での整備を希望する場合は、必ず事前にご相談ください。

■交付対象者

①施設を整備・運営する法人

②運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する土地所有者(以下の要件あり)。

・運営法人が貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること

・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

■補助金の対象経費

工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、別の負担金、補助金等において別途負担、補助等の対象とされる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。

(2) 柏市公的介護施設等開設準備等補助金

開所6か月前の準備に必要な経費を対象とした補助金。

補助金の対象施設	補助金額
看護小規模多機能居宅介護	839,000 円×宿泊定員数

■交付対象者

施設を開設・運営する法人

■補助金の対象経費

対象事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。ただし、別の負担金、補助金等において別途負担、補助等の対象とされる経費を除く。

[留意事項]

1 補助金の交付を受けて整備を行う場合は、施工業者等を入札により決定する必要があります。入札は市の手続きに準拠(「高齢者福祉施設等の施設整備事務取扱要領」参照)するため、事業者が予定している施工業者等が落札するとは限りません。

- 2 入札は補助金の内示通知を受けてから、契約締結は補助金の交付決定通知を受けてから行います。内示通知前に入札されたものや交付決定通知前に契約締結されたものは、補助対象になりません。
- 3 対象経費が補助基準額に満たない場合は、対象経費の額(1,000円未満は切り捨て)が交付額となります。
- 4 補助金は、補助金の確定通知後(工事竣工後、検査終了後)の支払いを予定しています。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物等の財産(施設、設備等)については、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない財産です。事前に本市の同意なく前述のいずれかの処分を行った際は、減価償却期間の残存年数に応じて納付金(補助金の返還金)の条件が付される場合があります。

そのため、補助金の活用にあたっては、事業の永続性等について十分考慮してください。

## 5 公募等のスケジュール

No	内容	日程
1	公募要領の配布	令和5年5月10日(水)
2	質問の受付期限	令和5年6月2日(金)
3	応募申込書の提出期限	令和5年6月9日(金)
4	事業計画書の提出期限	令和5年7月5日(水)
5	プレゼンテーション実施	令和5年7月下旬～8月上旬ごろ
6	選定結果通知	令和5年8月中旬～8月下旬ごろ
7	事業所指定及び開所時期	原則として令和6年4月1日までに開所

## 6 応募申込書の提出及び質問方法

### (1) 応募申込書の提出

様式1「応募申込書」(添付書類含む)を、令和5年6月9日(金)午後5時までに事務局に直接持参してください。

### (2) 応募に係る質問の方法

公平を期すため窓口、電話等での質問には一切答えられません。別添「応募に係る質問事項」に簡潔に記入のうえ、E-Mailにより、事務局まで提出してください。

質問の受付期限は、令和5年6月2日(金)午後5時までです。

### (3) その他

質問の内容が他の事業者にも係るものと本市が判断した場合、ホームページ上に質問及び回答の趣旨を掲載します。

## 7 事業計画書等の作成及び提出方法

### (1) 事業計画書の作成

別紙1「事業計画書一覧」に記載する提出書類を、次の事項に留意し、作成してください。

- ・文字の大きさは概ね10.5ポイント以上とすること
- ・全体をA4版(図面などはA3版とすることも可能)とすること。
- ・可能な限り、両面コピーとすること
- ・記載事項に掲げる項目に沿って作成すること

## (2) 提出方法

- ① 事業計画書を事務局に直接持参してください。なお、提出時に書類の確認等を行いますので、事業計画書の内容について説明できるかたが持参してください。
- ② 提出は、事務局に事前に電話予約をしてください。
- ③ 事業計画書を製本し、正本1部、副本14部を提出してください。

### ア 正本

- (ア) 証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズとすること
- (イ) ファイルには法人名がわかるように表紙、背表紙をつけること。
- (ウ) 全体に目次を付けること。
- (エ) 『別紙1「事業計画書一覧」のNo』ごとにインデックスを付け、Noを記載すること
- (オ) 提出書類は左側に2穴をあけフラットファイルに綴じること。

### イ 副本

- (ア) 正本に準じて作成すること。ただし、正本がカラーで副本がモノクロ等でも可。
- (イ) 正本と同様にファイルに綴じること。

## (3) 辞退について

応募申込書、事業計画書を提出した後に応募を取りやめる場合は、「辞退届」を提出してください。また、選定後の辞退は事業計画に多大な影響を及ぼすため、応募にあたっては十分な検討をお願いいたします。

## 8 審査

### (1) 審査

選定委員会を開催し、提案者が提出した事業計画書に基づいてプレゼンテーション審査を実施します。

なお、プレゼンテーション審査では、別紙2「評価項目」に記載する項目などを中心にプレゼンテーションを行っていただく予定です。

### (2) プレゼンテーション審査の出席者

法人代表者相当及び施設管理予定者を含めた計3名までとします。

### (3) 審査方法

審査に際して、本市の委託する公認会計士の財務分析の結果を加味します。

なお、財務分析の審査は、6段階で評価し、結果に応じて各選定委員の評価点から減点します。なお、改善不能な重要な問題があった場合は、参加資格を満たさないことになるため、失格となります。

区分	減点
問題なし	0点
問題の程度は小さくないが、改善は早期に可能	-1点
問題の程度は小さくなく、改善には一定の時間を要する	-2点
問題の程度は小さくなく、改善には相当な時間を要する	-3点
問題の程度は大きく、改善には相当な時間を要する	-4点
改善不能な重要な問題がある	失格

#### (4) 事業者の決定

選定委員会の委員是認の評価点を合計し、上位の2提案者を事業者として選定し、その後、市長が事業者を決定します。なお、選定委員会の委員全員の評価点の合計がその評価点の合計60%未満である場合には、採択しません。

また、各日常生活圏域で整備する施設数は1施設を上限としているため、上位の2事業者の提案した施設の整備場所が同一の圏域であった場合、2位の事業者については提案した整備場所での整備は認めず、選定後に他の圏域での整備計画の再提案を認めることとします。他圏域での整備を行う場合、再提案の期間及び『「3 応募要件(9)に示す開所時期』については、数ヶ月程度の猶予を与えることとします。

なお、選定委員会で事業者を選定した日以降において、事業者が辞退その他の理由で整備・運営を行えない、又は事業者が整備・運営を行えないと本市が判断した場合は、評価点の合計点の次点のものを繰り上げる場合があります。

#### (5) 結果通知

結果について、文書にて通知するとともに、柏市のホームページにて公表します。

※評価理由及び評価結果に対する問い合わせ等には、答えられません。

#### (6) その他

事業計画書の内容を確認するための聞き取り、調査等を行うことがあります。

### 9 提案にあたっての注意事項

- (1) 提案書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- (2) 提出された書類は、原則返却しません。
- (3) 提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めません。ただし、審査に必要な範囲で事務局からの書類の追加又は差し替えを求めることがあります。
- (4) 事業計画書の内容を確認するための聞き取り、調査等を行うことがあります。
- (5) 提案に要した費用については、提案者の負担とします。
- (6) 提案にあたり、結果通知がなされるまでの間、今回の提案に関する情報を知りうるものとの接触等不定性と疑われる行為を取らないこと。また、提案に関する情報の収集を目的とした提案者間の連絡のため、提案の意思のない者が、質問書を提出することはできません。

## 10 問い合わせ(事務局)及び提出先

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号別館2階

柏市健康医療部 高齢者支援課 いきがい・施設担当

TEL: 04-7168-1996

FAX: 04-7167-1282

E-Mail: info-kr@city.kashiwa.chiba.jp



**別紙1 事業計画書一覧**

項目	区分	添付書類	様式
1	事業計画書	事業計画書	様式2
2	法人及び運営に関する資料	誓約書	様式3
3		定款及び寄付行為	任意
4		履歴全部事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの）	任意
5		介護保険法及び老人福祉法に基づく勧告、命令、指定の取り消し等（改善命令等）の記録（直近3年間）	様式4
6		財務諸表（直近3年間の財産目録、貸借対照表、収支（資金及び事業活動）計算書 ※1 株式会社及び有限会社の場合は次の書類も併せて提出すること 直近3年間の法人税確定申告書、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書 ※2 運営法人が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社の場合、当該子会社の同条第4号に規定する親会社の直近3年間の決算書類及び※1の書類 ※3 運営法人を含む連結財務諸表が存在する場合は、直近3年間の当該連結財務諸表（連結損益計算書、連結貸借対照表、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュフロー計算書）	任意
7		法人の国税及び地方税の納税証明書（直近3年分） ・法人は、本店所在地の納税証明書 ・国税＝様式その3の3 ・地方税＝区市町村税の滞納がない旨の証明書 ※区市町村税＝住民税、固定資産税、都市計画税 ※法人と債権債務関係が存する代表者又は役員等も同様。この場合、国税については様式その1を提出。	任意
8		代表者、管理者及び介護支援専門員の経歴書	様式5
9		職員採用計画及び研修の受講状況	様式6
10		地域連携の計画について	様式7
11		連携する協力医療（歯科）機関の状況	様式8
12		計画地に関する資料	立地及び建物概要
13	建設予定地一覧表		様式10
14	建設予定地付近見取り図（住宅地図などに当該予定地をプロットしたもの）		任意
15	公図の写し		任意
16	現況写真（A4サイズの台紙に添付又は印刷すること）		任意
17		計画地の土地に関する権利関係が確認できる書類 土地の登記事項全部証明の写し（3ヶ月以内）	任意

18		土地購入契約書あるいは借地・賃貸契約書又は仮契約書の写し（賃貸借の場合はその契約期間がわかること）	任意	
19		近隣住民等への説明状況	様式11	
20		ハザードマップ（「柏市web版防災・ハザードマップ」にて作成し、カラー印刷で提出） ※地震による液状化，洪水浸水，土砂災害	任意	
21	施設に関する資料	配置図，平面図及び立面図（A3サイズ）	任意	
22		各階平面図（宿泊室，居間，食堂等の主要な諸室の面積を内法で記載すること）	任意	
23		居室等面積一覧表	様式12	
24		施設整備に関する見積り書（写）	任意	
25		施設整備の工程表	様式13	
26		事業計画に係る関係各課確認書	様式14	
27	資金計画に関する資料	当初資金計画（事業費及びその財源内訳） ※建物を新設整備する場合で，施設整備をオーナー負担で行う場合，オーナーと運営事業者それぞれで用意すること	様式15	
28		収支見通し計算書	様式16	
29		人件費（職員）内訳	様式17	
30		借入金償還計画表	様式18	
31		自己資金に係る残高証明書（写）	任意	
32		資金の融資を受ける場合にあつては，金融機関等との融資に係る内諾書，予定書，又は協議書類等	任意	
33		資金の贈与を受ける場合にあつては，贈与確約書 （贈与者が個人の場合＝身分証明書・経歴書・印鑑登録証明書・預金残高証明書・市町村民税課税証明書（直近3年度分） （贈与者が法人の場合＝法人理事会等における議事録の写し・定款の写し・法人印鑑登録証明書・法人決算書の写し（直近3年度分）・法人税申告書（直近3年度分）・預金残高証明書）	任意	
34		原本証明	原本証明書	様式19

## 別紙2 評価項目

1 設置主体の評価			
	項目	採点基準	配点
(1)	応募理由について	・本公募の応募理由について明確性、妥当性があるか	5
(2)	法人の運営理念及び事業実績について	・法人運営における運営理念・基本方針が利用者ニーズにあったものとなっているか ・介護保険サービス事業など事業の実績が十分であるか	5
(3)	地域密着型サービスへの理解について	・地域密着型サービス事業者として十分な理解を有し、それに対する意欲があるか	5
2 事業計画の評価			
(4)	計画地の選定理由について	・計画地が周辺環境及び地域に配慮したものとなっているか ・利用者の家族や地域住民との交流の機会の確保について、どのように考えているか	5
(5)	事業所の運営方針について	地域のニーズに見合った具体的な事業運営方針となっているか	5
(6)	サービス提供に対する考え方について	・利用者本位のサービス提供を長期間、安定した運営が継続できる計画であるか ・「通い」「泊まり」サービスの提供に対する考え方はどうか	10
(7)	訪問サービス利用者へのサービス提供体制について	・訪問及び訪問看護サービスを、地域に向けてどのように提供するのか ・利用者の自宅での生活をどのように支えるのか	10
(8)	職員採用、育成及び職場環境の整備について	・職員採用、育成、研修等の職場環境の整備にちて、実現性、妥当性、効果があるか	10
(9)	利用者負担について	・利用料金について、低所得者に配慮した料金設定となっているか（食費、宿泊料等）	5
(10)	事故防止に向けた取組、事故発生時の対応及び苦情処理の対応について	・事故防止に向けた取組が適切か ・事故発生時及び苦情処理の対応を受ける体制づくりが整備されているか	5
(11)	自然災害及び感染症に対する対応及び役割について	・自然災害及び感染症への備えが十分であり、災害及び感染症発生時に果たすべき役割を十分に理解しているか ・BCP（事業継続計画）の策定について、十分な検討がされているか、併せて職員への周知方法及び研修等が適切であるか	5
3 地域の特性に応じた事業展開の評価			
(12)	ターミナルケアについて	・関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか	5

(13)	進行性の難病者のケアについて	・関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか	5
(14)	認知症利用者のケアについて	・関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか	5
(15)	医療機関との連携について	・地域の医療機関と有効な関係を作り、適切な連携ができるか	10
(16)	地域資源の活用について	・サービス利用により状態が安定した場合など、利用者や家族の環境等に応じた自立支援に向けた地域資源との連携方法が提案されているか	5

**別紙3** 募集圏域ごとの住所一覧

大圏域	中圏域	名称	番地開始	番地終了	
中央1	06 豊四季台	かやの町	00000	99999	
		篠籠田	00000	99999	
		西町	00000	99999	
		明原1丁目～4丁目	00000	99999	
		あけぼの1丁目～5丁目	00000	99999	
		豊四季台1丁目～4丁目	00000	99999	
	07 新富	新富町1丁目～2丁目	00000	99999	
		豊上町	00000	99999	
		豊四季	00000	00499	
		豊四季	00945	00945	
		豊四季	00971	99999	
		豊平町	00000	99999	
		南柏1丁目～2丁目	00000	99999	
	08 旭町	吉野沢	00000	99999	
		向原町	00000	99999	
		旭町1丁目～8丁目	00000	99999	
	中央2	09 柏中央	未広町	00000	99999
			東1丁目	00000	99999
			東上町	00000	99999
			東台本町	00000	99999
			柏下	00000	99999
桜台			00000	99999	
戸張			00000	99999	
柏			00000	99999	
柏1丁目～7丁目			00000	99999	
10 新田原		柏堀之内新田	00000	99999	
		東2丁目～3丁目	00000	99999	
		大塚町	00000	99999	
		関場町	00000	99999	
		千代田1丁目～3丁目	00000	99999	
		八幡町	00000	99999	
		東柏1丁目～2丁目	00000	99999	
11 富里		弥生町	00000	99999	
		富里1丁目～3丁目	00000	99999	
		豊四季	00500	00944	
		豊四季	00946	00970	
		緑ヶ丘	00000	99999	
	南柏中央	00010	99999		
	豊町1丁目～2丁目	00000	99999		
	若葉町	00000	99999		
	泉町	00000	99999		
	中央1丁目～2丁目	00000	99999		
あかね町	00012	00030			

	12 永楽台	永楽台1丁目～3丁目	00000	99999	
		亀甲台町1丁目～2丁目	00000	99999	
		常盤台	00000	99999	
		豊町4丁目～5丁目	00000	99999	
		ひたち台1丁目～2丁目	00000	99999	
		ひばりが丘	00000	99999	
		名戸ヶ谷1丁目	00000	99999	
南部1	13 増尾	加賀1丁目～3丁目	00000	99999	
		新柏1丁目～4丁目	00000	99999	
		名戸ヶ谷	00000	99999	
		増尾	00000	99999	
		増尾1丁目～増尾8丁目	00000	99999	
		増尾台1丁目～4丁目	00000	99999	
		つくしが丘4丁目～5丁目	00000	99999	
		中原	00000	99999	
		中原2丁目	00001	00009	
		中原2丁目	01000	01000	
	14 南部	青葉台1丁目～2丁目	00000	99999	
		新逆井1丁目～2丁目	00000	99999	
		南逆井1丁目～7丁目	00000	99999	
		南増尾	00000	99999	
		南増尾1丁目～8丁目	00000	99999	
		逆井	00000	99999	
	15 藤心	逆井1丁目～5丁目	00000	99999	
		逆井藤ノ台	00000	99999	
		東逆井1丁目	00000	99999	
		藤心	00000	99999	
藤心1丁目～5丁目		00000	99999		
南部2	16 光ヶ丘	今谷上町	00000	99999	
		豊住1丁目～3丁目	00000	99999	
		南柏中央	00001	00009	
		今谷南町	00000	99999	
		つくしが丘1丁目～3丁目	00000	99999	
		中新宿	00000	99999	
		中新宿1丁目～3丁目	00000	99999	
		中原1丁目	00000	99999	
		中原2丁目	00010	00022	
		東中新宿1丁目～4丁目	00000	99999	
		東山1丁目～2丁目	00000	99999	
		光ヶ丘	00000	99999	
		光ヶ丘1丁目～4丁目	00000	99999	
		光ヶ丘団地	00000	99999	
	17 酒井根	酒井根	00000	99999	
		酒井根1丁目～7丁目	00000	99999	
		西山1丁目～2丁目	00000	99999	
	東部		泉	00000	99999

	18 手賀	泉村新田	00000	99999
		岩井	00000	00787
		岩井新田	00000	99999
		片山	00000	99999
		片山新田	00000	99999
		金山	00000	99999
		染井入新田	00000	99999
		手賀	00000	99999
		手賀新田	00000	99999
		布瀬	00000	99999
		布瀬新田	00000	99999
		柳戸	00000	99999
		若白毛	00000	00829
		若白毛	00840	01052
		若白毛	01080	01123
		若白毛	01153	99999
		鷺野谷	00000	01026
		鷺野谷新田	00000	99999
	19 風早北部	風早1丁目～2丁目	00000	99999
		藤ヶ谷	01916	01918
		大井	00000	99999
		大井新田	00000	99999
		大島田	00000	99999
		大島田1丁目～2丁目	00000	99999
		大津ヶ丘1丁目～4丁目	00000	99999
		五條谷	00000	99999
		塚崎	00000	99999
		塚崎1丁目～3丁目	00000	99999
		緑台	00000	99999
		箕輪	00000	99999
		箕輪新田	00000	99999
		岩井	00788	999999
		手賀の杜1丁目～5丁目	00000	99999
		若白毛	00830	00839
		若白毛	01053	01079
		若白毛	01124	01152
	鷺野谷	01027	99999	
	20 風早南部	高南台1丁目～3丁目	00000	99999
		しいの木台1丁目～5丁目	00000	99999
高柳		00000	99999	
高柳1丁目～2丁目		00000	99999	
高柳新田		00000	99999	
藤ヶ谷		00000	01915	
藤ヶ谷		01919	99999	
藤ヶ谷新田		00000	99999	
南高柳		00000	99999	

